

業種により衛生推進者の選任が義務付けられています。

労安衛協横発35号  
2024年5月24日

事業主 殿

共催（公社）神奈川労務安全衛生協会横須賀支部  
横須賀商工会議所 《公印省略》

## 衛生推進者養成講習会開催のご案内

労働安全衛生法第12条の2では、常時10人以上50人未満(派遣・パート・アルバイトを含む)の労働者を使用する事業場においては、「安全衛生推進者」又は「衛生推進者」の選任が義務付けられております。（「衛生推進者」を選任しなければならない業種は、次頁をご参照下さい。）

この度下記により「衛生推進者」養成講習会を開催致しますので、この機会に洩れなく受講されますようご案内申し上げます。

尚、本講習会は受講日当日公的書類による本人確認が必要となります。個人情報、個人情報保護法に基づき、当協会が責任を持って管理・保管し、本講習の的確な実施のためのみ利用させていただきます。

### 記

- 日時  
7月30日（火）9：30～16：00
- 会場  
横須賀市立勤労福祉会館（ヴェルクよこすか）6階 第1会議室  
（横須賀市日の出町1-5 電話 046-822-0202）
- 受講対象  
衛生推進者に選任予定の方
- 講習内容  
作業環境管理及び作業管理  
健康の保持増進  
労働衛生教育  
関係法令
- 定員 30名
- 費用（消費税込み）  
受講料 8,930円 テキスト代 1,100円
- 申込  
申込書に所定事項を御記入の上、FAXもしくはメールで横須賀支部事務局あてに送付して下さい。  
FAX：046-845-9510 メール：[yokosuka@roaneikyo.or.jp](mailto:yokosuka@roaneikyo.or.jp)  
申込締切り：2024年7月17日（水）但し、先着順で定員となり次第締切りとさせていただきます。  
キャンセルは講習日の4日前までにご連絡下さい。ご連絡がない場合、費用はご負担頂きます。
- 支払  
別途適格請求書（インボイス）を郵送致します。請求書を御確認の上、指定の口座にお振込みをお願い致します。なお、振込手数料は、貴社にてご負担をお願い致します。

## 2024年 衛生推進者養成講習会申込書

### 申込事業所・御担当者関係記入欄

会員番号				
事業所名		御担当者名	電話番号	FAX
住 所	〒			

### 受講者関係記入欄 (楷書で記入をお願い致します)

(フリガナ) 受講者氏名	生年月日 (西暦)	(郵便番号) 受講者住所
①( )	西暦	(〒 - )
②( )	西暦	(〒 - )

### 安全衛生推進者又は衛生推進者を選任しなければならない業種

業 種	製造業(物の加工業含む)									運送業			卸売・小売業				接客娯楽業			左記以外の業種				
	化学工業	紙・パルプ	鉄鋼業	輸送用機械	電気・ガス・水道	自動車整備業	機械修理業	金属製品製造業	木材製品製造業	その他	道路貨物運送業	港湾運送業	その他	各種商品卸売・小売業	家具・建具・じゅう器等卸売・小売業	燃料小売業	その他	通信業	旅館業		ゴルフ場等	その他	清掃業	
									◎															◎

◎：安全衛生推進者 ●：衛生推進者

#### ※ 衛生推進者を選任すべきその他の業種の例

金融・保険業、新聞販売業、幼稚園、保育園、学校、医療機関（医院・歯科・接骨）、はり、灸、マッサージ、ペットショップ、料理・飲食業、クリーニング、理容・美容・エステ、警備保障、情報処理、観光案内、放送、組合・団体、カラオケ、マージャン等

なお、「安全衛生推進者」を選任しなければならない業種は、常時10人以上50人未満の労働者（派遣・パート・アルバイトを含む）を使用する製造業・運輸業等、上表の事業場が対象です。

横須賀支部では、「安全衛生推進者養成講習会」を9月17日（火）・18日（水）に開催予定です。該当する事業場は、こちらを是非受講されますようお願い致します。